

# 令和2年度(第10回)教職員の海外交流支援派遣者実施要項

公益財団法人 はごろも教育研究奨励会

## 1 派遣の趣旨

本事業は、多文化共生教育のための国際交流、姉妹都市交流等を行い、もって青少年の健全育成に寄与することを目的として行う。

## 2 派遣区域、支援対象

- (1) 教職員の海外交流支援派遣は、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課等が所管する区域（以下「区域」という）からの、支援要請に基づき行う。
- (2) 支援対象は、派遣区域内の各教育委員会及び幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という）が行う海外交流事業とする。
- (3) 派遣の区域、対象、要件について、特別な事由が発生した場合には、教職員の海外交流支援選考委員会（以下「委員会」という）で審議し決定する。
- (4) 教職員の海外交流支援派遣者は、静岡県内の教育委員会及び学校の教職員を対象とする。

## 3 選考

- (1) それぞれの区域は、派遣候補者を委員会に推薦する。
- (2) 区域から推薦された者を、委員会で選考し、理事長が承認、決定する。
- (3) 選考後、派遣者の変更及び派遣中止の場合は、選考委員長を経て理事長が承認する。
- (4) 派遣先及び日程の変更は、所属長の了解を経て各推薦団体担当者より、速やかに（出発前）公益財団法人はごろも教育研究奨励会事務局へ報告をする。

## 4 派遣先国

- (1) 派遣者は、訪問国について、推薦団体より承認を得る。
- (2) 同一人物が旅程内で、複数国を訪問するのは認める。

## 5 派遣期間

原則として令和2年4月1日から令和2年12月31日までとする。

## 6 派遣費用

- (1) 旅費等と滞在費等の補助は派遣先国や滞在日数に関わらず、一人につき50万円以内とする。但し、半年以上に亘る長期滞在については、2人と換算し、費用計算をすることができる。
- (2) 派遣費用のうち旅費等の算出は、派遣者の自宅を起点とする。
- (3) 派遣先国で特定の都市に連泊し、都市間移動をする場合の旅費等は、宿泊地を起点として算出する。
- (4) 派遣に伴う滞在費等は実費を支給する。（宿泊費、食費、移動に関わる交通費等を含む。）事前前払いを希望する者には、所定の費用を支払うが、派遣終了後に差額が生じた場合は、1か月以内に精算する。
- (5) 派遣者決定後に、区域や派遣先、あるいは本人の責任等に帰する事由で、派遣が中断された場合には、派遣費用の支給を停止する。
- (6) 既に費用を支給されている派遣者は、派遣停止決定後、速やかに費用の全額を公益財団法人はごろも教育研究奨励会事務局（以下「事務局」という。）に返還する。

## 7 派遣者数

- (1) 各年度の派遣者数は、静岡県教育委員会 10 人（義務教育課 7 人、高校教育課 3 人）静岡市教育委員会 5 人、浜松市教育委員会 5 人、静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課 4 人の合計 24 人以内とする。
- (2) 特別の事情と認められた場合、1 人費用額 50 万円×規定人数の総額を超えない中で派遣者数の若干の増員ができるものとする。
- (3) 派遣人員については、適時見直しを図る。

## 8 推薦に必要な書類

- (1) 「教職員の海外交流支援派遣候補者推薦書」（別紙様式 A） 1 通
- (2) 「派遣概要」（別紙様式 B） 1 通
- (3) 「教職員の海外交流支援派遣者概算費用等明細書」（別紙様式 C）  
（予算用）（わかる範囲以内で作成する。） 1 通
- (4) 「教職員の海外交流支援派遣者精算費用等明細書」（別紙様式 D）  
（支払用）に（前払・精算）のいずれかに○をつける 1 通  
ア 派遣費用の前払いを希望する場合は、前払いに○を付け、提出する。  
イ 派遣終了後に改めて、精算に○をつけ、費用の精算をする。
- (5) 本人の写真添付の履歴書（区域の指定する様式を使用する。） 1 通

## 9 締切

令和元年 12 月末日必着

## 10 推薦書提出先

〒424-0806 静岡市清水区辻 1 丁目 1 番 1 号 清水郵便局私書箱 165 号  
公益財団法人 はごろも教育研究奨励会 事務局 宛

## 11 視察報告書

- (1) 派遣者は派遣終了後 1 か月以内に、事務局に「視察報告書」を提出しなければならない。
- (2) 視察報告書は当財団の指定する書式とする。

## 12 派遣者の視察報告会について

- (1) 派遣年度内に派遣者の視察報告会を行う。（日時は別途通知する。）
- (2) 視察報告会は、派遣者の提出した視察報告書に基づいて行う。

## 13 問い合わせ先

公益財団法人 はごろも教育研究奨励会事務局 TEL 054-361-3737

## 14 その他

- (1) 教職員の海外交流支援派遣費用の支給は、選考が決定した後に、速やかに行うものとする。
- (2) 公益財団法人はごろも教育研究奨励会では、情報公開の趣旨に沿って、ホームページを開設しており、アドレスは下記の通り。

URL <http://www.hagoromo-shoreikai.or.jp>